



財産 | 総合事業者保険 (スマートプロテクト)

AIG 損保

事業者の財産について
さまざまなリスクに対する補償を
ご提供します。



総合事業者保険

2019.07版

2019年10月1日以降保険始期契約用

貴社の建物や機械・設備の損壊といった直接損害はもちろん、事業中断による休業損失にも備えることができます。
必ずセットする基本補償のほか、ご要望にあわせてオプション補償をお選びいただけます。

オーダーメイドで組み立てる保険契約

基本補償	その他不測かつ突発的な事故補償	水災危険補償	地震危険補償
屋外設備・装置の補償	休業損失補償	借家人賠償責任補償(個別補償)	

CONTENTS

はじめに	2
基本補償	3
オプション補償	5
その他不測かつ突発的な事故補償	5
水災危険補償	5
地震危険補償	6
屋外設備・装置の補償	7
休業損失補償	8
借家人賠償責任補償(個別補償)	9
保険金をお支払いできない主な場合	10
主な用語のご説明	13

3つの特長

1

局地的な大雨、地震災害などへの対策

「水災危険補償」および「地震危険補償」をご用意しています。
近年多発しているゲリラ豪雨や都市型水害、地震災害などの自然災害に対する補償が充実しています。

2

事故発生時の事業継続をサポート

「財産に関する補償」には「危機管理費用補償特約(火災・破裂・爆発補償)」や「安定化処置費用補償特約」がセットされており、これらの特約によって保険事故による経営への影響を少なくすることができます。

3

屋外設備・装置もまとめて補償

キュービクル、屋外看板などの屋外設備・装置を補償する「屋外設備・装置の補償」をご用意しています。
保険の対象となる建物と同一敷地内にある屋外設備・装置をまとめて補償することで、補償の漏れを防ぐことが可能です。

●この保険は一般物件を対象としています。

基本補償

基本補償

☑ 財物損害補償特約

次のような事故により、保険の対象に生じた損害を補償します。

- 火災・落雷・破裂・爆発
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 物体の落下・飛来・衝突等
- 漏水・放水・溢水(いっすい)
- 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議等
- 盗難

お支払いする保険金

● 損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

損害の額* - 自己負担額(免責金額)

再調達価額を基準に算出します。

※保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額)を限度とします。

(注)業務用通貨の盗難によって生じた損害は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円限度、業務用預貯金証書の盗難によって生じた損害は、1回の事故につき、1敷地内ごとに30万円または設備・什器(じゅうき)等の保険金額のいずれか低い額を限度とします。また、自己負担額(免責金額)は適用されません。

● 残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

(注)業務用通貨等の盗難の場合を除きます。

● 修理付帯費用保険金

保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した次のような費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。

- ・損害の原因調査費用
- ・仮修理費用 など

実費(保険金額*の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)

※保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額

☑ 事故時諸費用保険金(オプション特約)

保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して次の金額をお支払いします。

☑ 事故時諸費用補償特約(10%型)

損害保険金の10%(1事故1敷地内100万円限度)

☑ 事故時諸費用補償特約(30%型)

損害保険金の30%(1事故1敷地内500万円限度)

(注1)業務用通貨等の盗難の場合を除きます。

(注2)事故時諸費用補償特約をセットする場合、10%型と30%型を同時にセットすることはできません。

● 地震火災費用保険金

地震等を原因とする火災によって保険の対象に一定以上の損害が発生した場合に次の金額をお支払いします。

保険金額*の5%(1事故1敷地内300万円限度)

※保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額

● 損害防止費用保険金

火災・落雷・破裂・爆発の事故による損害の発生または拡大の防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合にお支払いします。

- ・消火薬剤などの再取得費用
- ・消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など

実費(保険金額*から損害保険金を差し引いた残額が限度)

※保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額

支出にあたり、弊社の同意が必要な費用もあります。また、個別に限度額を設定している保険金もあります。

保険の対象

事業者の所有、使用または管理する財物(建物、設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等)を対象とします。

ただし、次のものを除きます。

- 居住の用に供する建物
- 建築中の建物および増築中の建物の増築部分
- 自動車
- 家財
- 動物または植物
- 野積みの動産 など

☑ 危機管理費用補償特約(火災・破裂・爆発補償)

火災・破裂・爆発により保険の対象が損害を受けた際に、その悪影響を管理・最小化するために負担したコンサルティング費用(危機管理コンサルティング費用)および謝罪広告費用・記者会見費用などの臨時に必要とした費用(危機管理実行費用)を補償します。ただし、事故日の翌日から起算して30日以内に実施した危機管理対応について生じた費用に限りです。

- 危機管理コンサルティング費用保険金： 1事故500万円限度
- 危機管理実行費用保険金： 1事故500万円限度
(ただし、見舞金・見舞品費用については、見舞対象者1名につき1万円限度)

(注)危機管理実行費用については、事故が発生したことについて新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットその他これらに準ずる媒体を通じて報道機関により報道された場合に限りです。

■ コンサルティング例

- 周辺住民への謝罪・報告方法に関する相談
- 取引先・金融機関等への謝罪・報告に関する相談
- 貴社ホームページへの掲載文の作成
- 報道等の状況に関する情報収集、整理、分析
- 記者会見の準備・模擬記者会見の実施 など

(注)危機管理コンサルティングは、弊社が承認する危機管理コンサルティング機関が行います。危機管理コンサルティング機関は、上記のご相談についてアドバイスを提供します。コンサルティングを依頼される場合は、お客さまとコンサルティング会社で個別にご契約いただけます。

☑ 安定化処置費用補償特約

財物損害補償特約の対象事故により保険の対象となっている建物や機械・設備など(※1)が損害を受けた際に、さびまたは腐食等による損害の発生・拡大を防止するために必要とした安定化処置費用(※2)を補償します。

なお、その他不測かつ突発的な事故補償特約または水災危険補償特約がセットされている場合は、それぞれの対象事故も補償の対象となります。

(※1)商品・製品等は保険の対象に含まれません。

(※2)弊社が指定する者が行う処置による費用に限りです。

- 安全化処置費用保険金： 1事故5,000万円限度

■ 安定化処置の例

- 腐食防止作業
- 乾燥
- 粉末消火器によって汚染された機械内の洗浄 など

安定化処置は、弊社が指定するリカバリープロ株式会社が行います。同社が行う安定化処置により、従来、罹災(りさい)した際には新品と交換するしかないとされていた機械等についても、機能上、罹災(りさい)前と同様の状態に修復することができ、新品の納品を待つことなくお客さまの事業が早期に復旧できることがあります。同社に安定化処置を依頼いただく場合は、お客さまとリカバリープロ株式会社で個別にご契約いただけます。

(注)事故発生時にリカバリープロ株式会社のサービスを提供することをお約束するものではありません。また、提携会社は予告なく変更する場合があります。



保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。

オプション補償

その他不測かつ突発的な事故補償

その他不測かつ突発的な事故補償特約

財物損害補償特約の対象事故以外の不測かつ突発的な事故によって保険の対象に発生した損害を補償します。

お支払いする保険金

● 損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

損害の額[※] - 自己負担額(免責金額)

再調達価額を基準に算出します。

※保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額)を限度とします。

● 残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

事故時諸費用保険金(オプション特約)

保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。

※詳細は3ページの財物損害補償特約「事故時諸費用保険金」欄をご参照ください。

● 修理付帯費用保険金

保険の対象に損害が生じた結果、復旧にあたって発生した次のような費用のうち、弊社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用をお支払いします。

- ・損害の原因調査費用
- ・仮修理費用 など

実費(保険金額[※]の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)

※保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額

支出にあたり、弊社の同意が必要な費用もあります。また、個別に限度額を設定している保険金もあります。

水災危険補償

水災危険補償特約

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石などの水災によって保険の対象に発生した損害を補償します。

お支払いする保険金

● 損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

(損害の額^{※1} - 自己負担額(免責金額)) × 縮小支払割合^{※2}

再調達価額を基準に算出します。

※1 保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額)を限度とします。

※2 縮小支払割合は、ご契約時に100%(縮小なし)または50%のいずれかからお選びいただけます。ただし、保険の対象の状況等によりお選びいただける縮小支払割合が50%のみの場合があります。

事故時諸費用保険金(オプション特約)

保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用に対して保険金をお支払いします。

※詳細は3ページの財物損害補償特約「事故時諸費用保険金」欄をご参照ください。

● 残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

 保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。必ずご確認ください。

地震危険補償

地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震または噴火による火災、損壊、埋没、破裂、爆発、津波、洪水などによって保険の対象に発生した損害を補償します。

お支払いする保険金

● 損害保険金

保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

(損害の額^{※1} - 自己負担額(免責金額)) × 縮小支払割合^{※2}

再調達価額を基準に算出します。

※1 保険金額(保険金額が再調達価額を超える場合は再調達価額)を限度とします。

※2 縮小支払割合は、ご契約時に10%~100%の範囲内で10%刻みでお選びいただけます。ただし、保険の対象の所在地によってお選びいただける割合の上限が異なります。

● 残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(損害保険金の10%限度)

ご注意

保険の対象または保険の対象を収容する建物の構造や建物建築年によっては、お引き受けできない場合があります。また、保険の対象に「商品・製品等」が含まれる場合で、割れ物や美術品等が含まれるときは特約をセットすることができません。

 保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。必ずご確認ください。

オプション補償

屋外設備・装置の補償

☑ 屋外設備・装置修復費用補償特約

保険の対象が所在する敷地内の屋外設備・装置およびそれらに收容された設備・什器(じゅうき)等、商品・製品等が、次の事故によって損害を受けた場合に補償します。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 物体の落下・飛来・衝突等
- 漏水・放水・溢水(いっすい)
- 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議
- 盗難
- 上記の事故以外の不測かつ突発的な事故

(注)水災危険補償、地震危険補償の各補償をセットしている場合でも、水災および地震等による損害は補償の対象となりません。

お支払いする保険金

●屋外設備・装置修復費用保険金

対象事故によって保険の対象に発生した損害に対して次の金額をお支払いします。

屋外設備・装置修復費用^{*} - 自己負担額(免責金額)

^{*} 1事故1敷地内ごとにご契約時に設定した支払限度額を限度とします。

●残存物取片づけ費用保険金

残存物の取片づけに必要な費用に対して次の金額をお支払いします。

実費(屋外設備・装置修復費用保険金の10%限度)

屋外設備・装置に含まれないもの

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 自動車 ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 ③ 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こっとう)、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ⑤ 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものに限り、)およびこれに收容される設備・什器(じゅうき)等および商品・製品等 ⑥ ゴルフネット(ポールを含みます。) ⑦ 建築中の屋外設備・装置および増築中の屋外設備・装置の増築部分 ⑧ 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置 ⑨ 海上に所在する建物およびこれに收容される設備・什器(じゅうき)等および商品・製品等ならびに設備・装置 | <ul style="list-style-type: none"> ⑩ 軌道、防油堤その他の土木構築物 ⑪ 家財 ⑫ 動物および植物 ⑬ 電車、機関車、客車、貨車等 ⑭ 航空機、船舶、その他これらに類する物 ⑮ テープ、カード、ディスクドラム等のコンピューター用の記録媒体に記録されるプログラム、データ、その他これらに準じるもの ⑯ 野積みの動産 ⑰ リース・レンタル事業者が保険契約者となった場合のリース品またはレンタル品等の他人に貸与されまたは他人の専有管理下にあるもの ⑱ 組立および据付中の機械および設備・装置 ⑲ 工事前仮設屋外設備・装置、工事前仮設物、建設用仮工事の目的物 |
|---|---|



保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。必ずご確認ください。

休業損失補償

☑ 休業損失補償特約

次の事故によって保険の対象に損害が発生した結果、営業が休止または阻害されたことによって生じた損失および営業を継続するために追加して支出した費用(営業継続費用)などを補償します。

- 火災、落雷、破裂・爆発
- 風災・雹災(ひょうさい)・雪災
- 物体の落下・飛来・衝突等
- 漏水・放水・溢水(いっすい)
- 騒擾(そうじょう)・集団行動・労働争議
- 盗難
- 水災
- 上記の事故以外の不測かつ突発的な事故
- 不測かつ突発的な原因による電気、ガス、水道、電話等の供給・中継の中断または阻害

(注)地震危険補償をセットしている場合でも、地震等による損失、費用は補償の対象となりません。

お支払いする保険金

●店舗休業保険金

保険金額×休業日数+休業日数短縮費用^{*}

^{*}休業日数を減少させるために支出した必要かつ有益な追加費用をいいます。(「減少できた日数×保険金額」を限度とします。)

- (注1) 営業の一部を再開した場合など、一部休業の場合も休業日数に含まれます。ただし、定休日は除きます。
- (注2) 風災・雹災(ひょうさい)・雪災および水災の事故による損失は休業4日目よりお支払いします。
- (注3) 不測かつ突発的な原因により電気、ガス、水道、電話等の供給・中継が中断または阻害されたことによる損失は休業4日目よりお支払いします。
- (注4) 契約方式ごとに限度額があります。

●営業継続費用保険金

営業継続費用の額(1事故500万円限度)

●損失防止費用保険金

火災、落雷、破裂・爆発の事故による損失の発生または拡大防止のために次の必要または有益な費用を支出した場合にお支払いします。

- ・消火薬剤などの再取得費用
- ・消火活動に緊急に投入された人員・器材の費用 など

実費



保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。必ずご確認ください。

オプション補償

借家人賠償責任補償(個別補償)

借家人賠償責任・修理費用補償特約(個別補償)

保険の対象となる設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等を収容する借戸室について次の場合による損害を補償します。

賠償責任補償 借戸室に火災、破裂・爆発、給排水設備の事故に伴う漏水・放水・溢水(いっすい)による水濡れ※を原因とした損害が発生し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合
※風災・雹災(ひょうさい)・雪災、水災による損害または給排水設備自体に生じた損害は補償の対象となりません。

修理費用補償 火災、風災、盗難などによって生じた借戸室の損害につき、貸主との契約に基づいて、または緊急に貴社の費用で修理した場合

お支払いする主な保険金

賠償責任補償

次の保険金をご契約時に設定した支払限度額を限度にお支払いします。

●貸主に対して支払う損害賠償金

上記のほか、次の費用をお支払いします。

- 訴訟・裁判上の和解・調停・仲裁等のための争訟費用
- 借戸室の被害の拡大を防止するための損害防止費用

など

(注1) 支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もあります。
(注2) 個別に支払条件を設定している費用もあります。

修理費用補償

次の保険金を1事故につき30万円を限度にお支払いします。
ただし、(賠償責任補償)で保険金を支払う場合は、お支払いできません。

●借戸室を修理する費用



保険金をお支払いできない主な場合は10ページ以降に記載しています。
必ずご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

共通 財物損害補償特約、休業損失補償特約

- 次の事由によって生じた損害、損失および費用
- (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (2) (1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - (3) 保険金をお支払いする事故(盗難を除きます。)の際における保険の対象の紛失または盗難
 - (4) 保険の対象に対する加熱作業または乾燥作業(これらの作業によって火災または破裂・爆発の事故が生じた場合を除きます。)
 - (5) 保険契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触
 - (6) (5)以外で走行範囲が保険証券記載の敷地内に限定される車両の衝突または接触
 - (7) 被保険者または被保険者側に属する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為
 - (8) 冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調または機能停止による温度変化
 - (9) 美術品の修理等に伴う価値の下落による損害(格落損害)
 - (10) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - (11) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(注1) 地震火災費用保険金が支払われる場合を除きます。
(注2) 地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)セット時はお支払いの対象となります。ただし、その場合であっても、危機管理費用補償特約(火災・破裂・爆発補償)、安定化処置費用補償特約については、お支払いできません。
 - (12) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - (13) (10)～(12)の事由によって発生した事故の延焼、拡大
 - (14) 発生原因を問わず発生した事故の(10)～(12)の事由による延焼、拡大
 - (15) 電気的事故による炭化または熔融の損害
 - (16) 機械の運動部分または回転部分の作動中に生じた分解飛散の損害
 - (17) 亀裂、変形その他これらに類似の損害
 - (18) 保険の対象の欠陥により生じた損害
 - (19) 保険の対象の自然の消耗または劣化、ボイラスケールの進行、性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の事由、ねずみ食い、虫食い等によりその部分に生じた損害
 - (20) 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害

財物損害補償特約

1. 次の事由によって生じた損害および費用
 - (1) 設備・什器(じゅうき)等または商品・製品等が屋外にある間に生じた損害
2. 風災、雹災(ひょうさい)、雪災によって、下記のものについて生じた損害
 - (1) 仮設の建物(年間の使用期間が3か月以下のものに限りま)およびこれに収容される動産
 - (2) ゴルフネット(ボールを含みます。)
 - (3) 建築中の屋外設備・装置
 - (4) 棧橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備・装置
 - (5) 海上に所在する建物およびこれに収容される設備・什器(じゅうき)等および商品・製品等ならびに設備・装置
 - (6) 屋外にある商品・製品等
3. 保険の対象である商品・製品等に生じた盗難の場合
 - (1) 次のいずれかに該当する損害
 - ① 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)
 - ② 万引きによって生じた損害

- ③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人の親族または使用人が自ら行いまたは加担した損害
- (2) 次に掲げるものについて生じた損害
 - ① 貴金属、宝玉および宝石ならびに金・銀・白金の地金
 - ② 1個あたりの価額が10万円を超える時計
 - ③ 1個または1組の価額が300万円を超える楽器(据付型のものを除きます。)

その他不測かつ突発的な事故補償特約

1. 次のいずれかに該当する損害および費用
 - (1) **共通** および「財物損害補償特約」1.、3.に該当する場合
 - (2) 保険金をお支払いする事故の際における保険の対象の紛失または盗難
 - (3) 差押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
 - (4) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用人の故意による損害
 - (5) 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害
 - (6) 保険の対象である動産を加工または製造することに起因して、その動産に生じた損害(加工または製造に使用された機械、設備または装置等の停止による損害を含みます。)
 - (7) 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
 - (8) 詐欺または横領によって生じた損害
 - (9) 紛失、置き忘れまたは不注意による廃棄によって生じた損害
 - (10) 検品、棚卸しの際に発見された数量の不足による損害(不法に侵入した第三者の盗取による損害を除きます。)
 - (11) 万引きによって保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害
 - (12) 保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによる損害
 - (13) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の使用人もしくは同居の親族が単独で、もしくは第三者と共に謀って行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為によって生じた損害
 - (14) 保険の対象のうち、楽器について生じた弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損(保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。)および音色または音質の変化の損害
 - (15) 保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、コンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固形化、化学変化、品質の低下または分離・復元が不可能・困難となる等の損害
 - (16) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の業務に従事中の使用人の破壊行為による損害
 - (17) 土地の沈下、移動、隆起その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
 - (18) 水災によって生じた損害
 - (19) 偶然な外来の事故を直接の原因としない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
 - (20) 保険の対象のうち、真空管、ブラウン管、電球等の管球類に生じた損害(保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合を除きます。)
 - (21) 電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害
 - (1) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董(こっとう)、彫刻物その他の美術品
 - (2) 自転車、総排気量が125cc以下の原動機付自転車
 - (3) 工事用仮設建物、工事用仮設物、建設用仮工事の目的物
 - (4) 機械、設備または装置の一部を構成している次に掲げるもの
 - ① ベルト、ワイヤロープ、チェーンまたはゴムタイヤ
 - ② 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、水処理材料その他の運転に供される資材
 - ③ フィルタエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布またはろ布枠
 - (5) 切削工具、研磨工具、治具、工具類、刃または金型、型ロールその他の型類(機械、設備または装置の一部を構成しているものを含みます。)

保険金をお支払いできない主な場合

水災危険補償特約、地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)共通	借家人賠償責任・修理費用補償特約(個別補償)	サイバーリスク補償対象外特約 全ての契約に自動でセットされます。
次のいずれかに該当する損害および費用 1. 共通 および「財物損害補償特約」に該当する場合 2. 保険金をお支払いする事故の際における保険の対象の紛失または盗難	(賠償責任補償) 1. 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかによって発生した損害 (1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 (3) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (4) 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性による事故 (5) (4)以外の放射線照射または放射能汚染 (6) (2)～(5)の原因に伴って発生した事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて発生した事故 (7) 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性 (8) 被保険者の心神喪失または指図 (9) 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事(工事が被保険者の業務としてなされたものでなく、被保険者が自己の労力をもって行った場合は除きます。) 2. 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する賠償責任を負担することによって被った損害 (1) 被保険者と貸主の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 (2) 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊による賠償責任	次の場合による直接または間接の損害または損失 (1) インターネットあるいはイントラネット等の私的ネットワークもしくはこれらと同様の仕組み・機能の作動または誤作動 (2) データ、プログラム、ソフトウェアまたはプログラム群あるいは命令群の損傷、破壊、変形・変質、消失その他の喪失または損壊 (3) データ、コーディング、プログラムまたはソフトウェアの使用不能または機能喪失 (4) 上記(3)の使用不能または機能喪失による被保険者の業務の停止、中断または継続不能 (5) コンピュータまたはコンピュータシステムあるいはマイクロチップまたは内蔵ロジックで作動する機器の使用不能または機能喪失に起因する被保険者の業務の停止、中断または継続不能 上記(1)～(5)の損害または損失に対しては、次の事故または原因によって生じた損害、損失の場合を除いて、事故原因の発生時間の前後関係にかかわらず、保険金を支払いません。その他の特約等でお支払いする保険事故の場合であっても、保険金を支払いません。 ● 火災 ● 落雷 ● 地震 ● 破裂または爆発 ● 航空機の墜落 ● 水災 ● 煙害 ● 車両等の衝突 ● 風災
屋外設備・装置修復費用補償特約	(修理費用補償) 1. 「借家人賠償責任・修理費用補償特約(個別補償)」(賠償責任補償)1.(2)～(7)、(9)に該当する場合 2. 直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかによって発生した損害 (1) 保険契約者、被保険者もしくはこれらの者の法定代理人または借戸室の貸主の故意もしくは重大な過失または法令違反 (2) (1)に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 (3) 日本国外の裁判所に提起された被保険者に対する損害賠償請求訴訟 (4) 被保険者の心神喪失 (5) 被保険者またはその役員の指図 3. 直接であると間接であるとを問わず、借戸室に生じた次の損害 (1) 風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)その他これらに類するものの吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害 (2) 保険契約者、被保険者または貸主が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触 4. 次のいずれかの損害 (1) 借戸室の欠陥 (2) 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他類似の損害 (3) ねずみ食い、虫食い等 (4) 借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借戸室ごとに、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害	戦争危険およびテロリズム補償対象外特約 全ての契約に自動でセットされます。
休業損失補償特約	次のいずれかに該当する損失および費用 1. 「その他不測かつ突発的な事故補償特約」1.(3)～(10)、(12)～(17)、(19)、(20)に該当する場合 2. 次のいずれかに該当する事由によって生じた損失および費用 (1) 国または公共団体による法令等の規制 (2) 保険の対象または構外ユーティリティ設備の復旧または営業の継続に対する妨害 3. 次の(1)～(5)のいずれかによって発生した、不測かつ突発的な原因により、構外ユーティリティ設備の機能の停止または阻害による電気、ガス、熱、水道もしくは工業用水道の供給または電信もしくは電話の中継の中断または阻害 (1) 構外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 (2) 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断 (3) 労働争議 (4) 脅迫行為 (5) 水源の汚染、濁水または水不足	次の場合による直接または間接の損害または損失 (1) 戦争、外国の侵略、外国の武力行使、交戦状態もしくは戦争類似の状態、内戦、反乱、革命、暴動、武装蜂起・クーデター・政権奪取に関連した内乱 (2) テロリズム (3) 上記(1)または(2)の発生に関連する行為によって生じた損害または損失

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは